○国土交通省告示第三百一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年二月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

山寄上川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県多可郡多可町加美区山寄上

字下島　五三番一八二　一号及び三十号

五三番七八　二号から五号まで、二十八号及び二十九号

五三番一三〇　六号から八号まで

五三番二八九　九号、十号、十三号及び十四号

五三番二九〇　十一号及び十二号

五三番一三五　十五号から二十号まで

五三番一四二　二十一号から二十七号まで

二(一)　砂防法第二条の土地の表示

後尾川

(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

イ　次に掲げる土地

兵庫県神崎郡市川町上牛尾

字西尾バナ谷　二〇四八番一から二〇四八番二まで、二〇四八番二九及び二〇四八番三一から二〇四八番三八まで

字東尾バナ谷　二〇四七番七から二〇四七番一一まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地を除く。）

兵庫県神崎郡市川町上牛尾

字西尾バナ谷　二〇四八番二三　一号から四号まで

字東尾バナ谷　二〇四七番八　五号

二〇四七番一　六号から十八号まで

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

伊和川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県宍粟市一宮町伊和

字上ヘ段　八六三番六　一号

八六三番一二　十四号から十九号まで

字平畑　八七二番三〇　二号から四号まで

字瀧ノ内　八七四番一　五号及び六号

字坊ノ元　八七一番五　七号から九号まで

八七一番四　十号

八七一番一　十一号から十三号まで

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

本谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県篠山市細工所

字南カイチ　二三〇番　一号

二五六番二　二十号

字本谷　二七番　二号から四号まで

二〇番　五号から七号まで

一九番　八号から十一号まで

一四番　十二号

一三番　十三号

一二番　十四号

一一番　十五号

一〇番　十六号及び十七号

九番　十八号及び十九号

○国土交通省告示第三百二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年二月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

平黒二号

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県豊田郡大崎上島町沖浦一二五番地内電子基準点木江を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から三六度二九分四五秒

七七六六・一六二メートルの地点　一号

標柱一号から二六六度一五分二四秒

六三二・七九六メートルの地点　二号

標柱二号から三一六度五九分五秒

六八・〇七二メートルの地点　三号

標柱三号から七三度四四分一三秒

三六・六二二メートルの地点　四号

標柱四号から三三度一七分四三秒

二二・〇九一メートルの地点　五号

標柱五号から一三〇度二二分五八秒

八一・八三三メートルの地点　六号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

山本川支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地（平成十六年国土交通省告示第二百九十九号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

広島県広島市安佐南区

山本新町四丁目　四〇〇番六

山本新町五丁目　五〇〇番五〇

五〇〇番六八

山本町字方置山　一四三〇番一

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

山本川支川第一支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地（平成十六年国土交通省告示第二百九十九号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）

広島県広島市安佐南区

山本町字方置山　一四三〇番一三

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

山本川支川第二支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地（平成十六年国土交通省告示第二百九十九号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）

広島県広島市安佐南区

山本町字方置山　一四三〇番一六

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

山本川支川第三支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地（平成十六年国土交通省告示第二百九十九号で指定した同号五に掲げる土地の区域を除く。）

広島県広島市安佐南区

山本町字方置山　一四三〇番一八

○国土交通省告示第三百三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十八年二月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　昭和四十年建設省告示第三百六十五号で指定した山本川に掲げる土地の区域のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の土地の区域（広島県広島市安佐南区山本新町一丁目一〇〇番二二、同町二丁目二〇四番五、同町五丁目五〇〇番三三及び同区山本六丁目一〇六七番五の土地を除く。）

広島県広島市安佐南区

山本新町四丁目　四〇〇番一四　一号及び二号

山本六丁目　一〇六七番三　三号

山本七丁目　四六七番三　四号

二　昭和四十年建設省告示第三百六十五号で指定した権現川に掲げる土地の区域のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を広島市道安佐南区三区七八八号の道路敷に沿って結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の土地の区域（広島県広島市安佐南区山本新町一丁目一〇〇番二二、同町二丁目二〇四番五、同町五丁目五〇〇番三三及び同区山本六丁目一〇六七番五の土地を除く。）

広島県広島市安佐南区

山本新町五丁目　五〇〇番二二　一号及び二号

山本六丁目　一〇六七番三　三号

山本七丁目　四六七番三　四号

三　昭和五十六年建設省告示第九百五十七号で指定した同号五に掲げる土地の区域（広島県広島市安佐南区山本新町二丁目二〇四番五及び同町五丁目五〇〇番三三の土地を除く。）